

ロボット支援手術プロクター認定制度規則（消化器・一般外科）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条

ロボット支援手術は、消化器癌を含め多くの外科手術に応用されているが、内視鏡下の手術野で特殊な器具を用いて行う手術であり、高度な技術が要求される。また、手術ロボット da Vinci は術者への触覚によるフィードバックが無いため手術操作の習得には独自の教育プログラムが必要となる。この日本内視鏡外科学会ロボット支援手術プロクター認定制度（以下、本制度と略す）は、日本内視鏡外科学会（以下、本学会と略す）が、消化器・一般外科ロボット支援手術のプロクター（手術指導医）を認定し、円滑且つ安全なロボット支援手術の導入に寄与するよう制定するものである。これにより本邦における消化器・一般外科ロボット支援手術の健全な普及と進歩を促し、ひいては国民の福祉に貢献することを目的とする。

（対象）

第 2 条

本制度は、消化器・一般外科に対するロボット支援下内視鏡手術の手術手技において、術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を円滑且つ安全に指導できる（プロクターリング）指導者（プロクター）を認定するものである。

第 2 章 ロボット支援手術プロクター認定制度部会（消化器・一般外科）

（設置）

第 3 条

本学会は、第 1 条の目的を達成するために、日本内視鏡外科学会ロボット支援手術検討委員会（消化器・一般外科領域）がその認定業務の実務を行う（以下、本制度部会と略す）。

（業務）

第 4 条

本制度部会の業務は以下の各項とする。

1. 本制度部会は、プロクター制度に関して、関連学会との連絡および調整、その他 本制度に関するすべての業務に対処する。
2. 本制度部会において決定された重要案件は、本制度部会長が本学会ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事長に報告し、本学会理事会の議を経て実効に移される。

3. 本制度部会の審議に基づき、ロボット支援手術プロクター(消化器・一般外科)の認定・更新を管理し、ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事会に報告する。
4. 本学会が主催するロボット支援手術プロクター教育セミナーを企画・実施する。

(補充)

第5条

本制度部会員に欠員が生じたとき、またはロボット支援手術検討委員長が必要と認めたものに対しては、ロボット支援手術検討委員長の確認を経て補充を行う。

第3章 プロクター(手術指導医)申請資格

第6条

ロボット支援手術プロクター認定(消化器・一般外科)は術式ごとに行われる。これを申請するもの(以下、申請者と略す)は、次に定める全ての条件を満たさねばならない。

1. 日本消化器外科学会 消化器外科専門医である。
2. 日本内視鏡外科学会 技術認定取得者である。
3. 消化器・一般外科ロボット支援手術を独力で遂行できる技術を有している。
4. 消化器・一般外科ロボット支援手術に関して各種学会および学術雑誌において、1件以上の論文発表、あるいは学会発表(主著、あるいは共著)を有する。
5. ロボット支援下食道切除術のプロクター認定を申請するものは、主たる術者としてこれを20例以上執刀した経験がある。
6. ロボット支援下胃切除術のプロクター認定を申請するものは、主たる術者としてこれを40例以上(うち、5例は胃全摘術を含む)執刀した経験がある。
7. ロボット支援下大腸切除術のプロクター認定を申請するものは、主たる術者としてこれを40例以上執刀した経験がある。

第4章 申請・認定方法

(申請方法)

第7条

申請者は、次に定める書類および申請料を、本制度部会に提出する。

1. 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター認定申請書(書式1)
2. 履歴書
3. 日本消化器外科学会 消化器外科専門医認定証(写)

4. 日本内視鏡外科学会 技術認定証(写)
5. 消化器・一般外科ロボット支援手術および指導実績一覧表(書式 2)
6. 消化器・一般外科ロボット支援手術関連業績目録(書式 3)
7. 申請者の消化器・一般外科ロボット支援手術手技を評価する 2 名の推薦状(書式 4)
8. 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター認定審査料(別に定める)

(審査方法)

第 8 条

本制度部会は、申請書類をもとに、申請者の書類審査を行い、判定を行う。判定結果は、ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事会に報告する。

(認定)

第 9 条

本学会理事長は、本制度部会の審査結果に基づき消化器・一般外科ロボット支援手術の術者として十分な技量があると判定した申請者に対して、日本内視鏡外科学会 ロボット支援手術プロクター認定証(消化器・一般外科)を交付する。

認定証の交付を受けたものを「日本内視鏡外科学会 ロボット支援手術認定プロクター(消化器・一般外科)(以下、認定プロクターと略す)とよぶ。

(認定プロクターの公表とプロクター依頼手続きおよび責任)

第 10 条

認定プロクター(手術指導医)名は日本内視鏡外科学会 HP 上に掲載する。導入施設(プロクター依頼側)は同 HP 上に掲載されている「ロボット支援手術プロクター依頼書」を用い、直接認定プロクターに依頼する。

指導依頼をした手術における責任の所在について、あらかじめプロクター依頼側で明確にし、依頼する際に認定プロクターへ提示することが推奨される。

(資格更新)

第 11 条

消化器・一般外科のプロクター認定資格は 5 年ごとに更新を必要とする。その際に認定されているすべての術式について資格が更新される。更新は、下記各号について本制度部会で審査し、ロボット支援手術検討委員会の議を経て、本学会理事会に報告する。

1. 消化器・一般外科ロボット支援手術プロクター更新申請書(書式 5)
2. 日本消化器外科学会 消化器外科専門医認定証(写)
3. 最近 5 年間の消化器・一般外科ロボット支援手術実績一覧表(5 年間に 40 例以上の術者または手術指導の実績)(書式 6)

(資格喪失)

第 12 条

次に該当するものは、本制度部会で審議し、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定資格を辞退したとき。
2. 日本内視鏡外科学会会員資格を喪失したとき。
3. 申請書に虚偽が認められたとき。
4. その他、プロクターとして不相当と認められたとき。
5. 臨床に従事しなくなったとき。

附則

1. 本規則は、令和元年 12 月 4 日に発効する。
2. 本規則は、本制度部会の提議に基づき、ロボット支援手術検討委員会と本学会理事会の議を経て改訂するものとする。